

令和 5 年度 第 2 回三沢市地域公共交通会議

案件 1

三沢市デマンド交通の具体的な取組方針について

本日の主なポイント

■乗降場所の変更

- ・北部・東部の乗降場所はドアツードア（自宅輸送）からミーティングポイントに変更。

■土曜日もデマンド交通で運用

- ・バスの運行スケジュール（月～土）、（日・祝）に併せ、デマンド交通により土曜日を運行。

■予約・運行業務を同一事業者へ発注

- ・ヒアリングの結果により可能であることから予約・運行業務を同一事業者へ発注。

■開始時期の延期

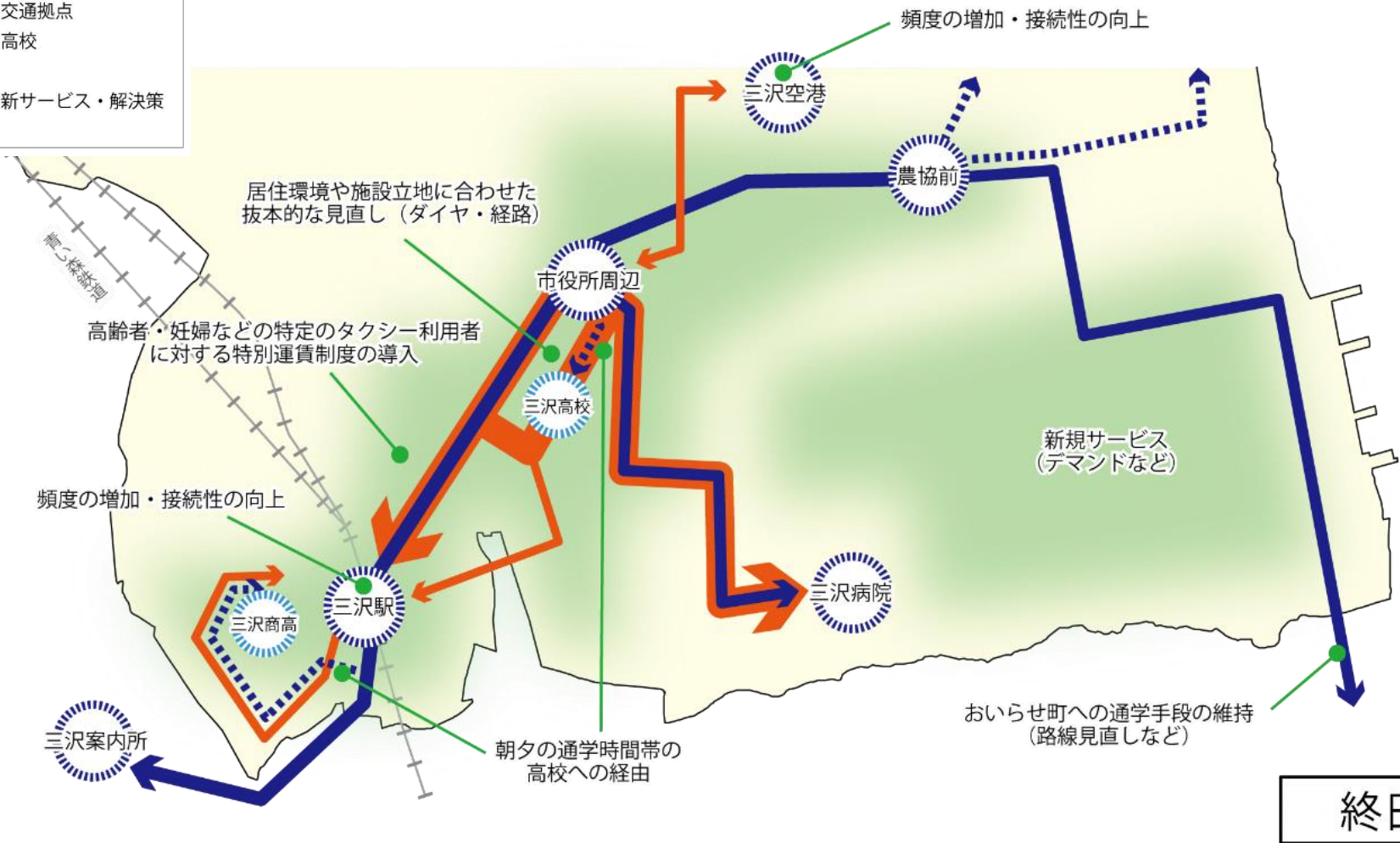
- ・ミーティングポイント設定にあたり、期間を要するため実証運行の開始時期を12月に延期。

■実証運行による検証

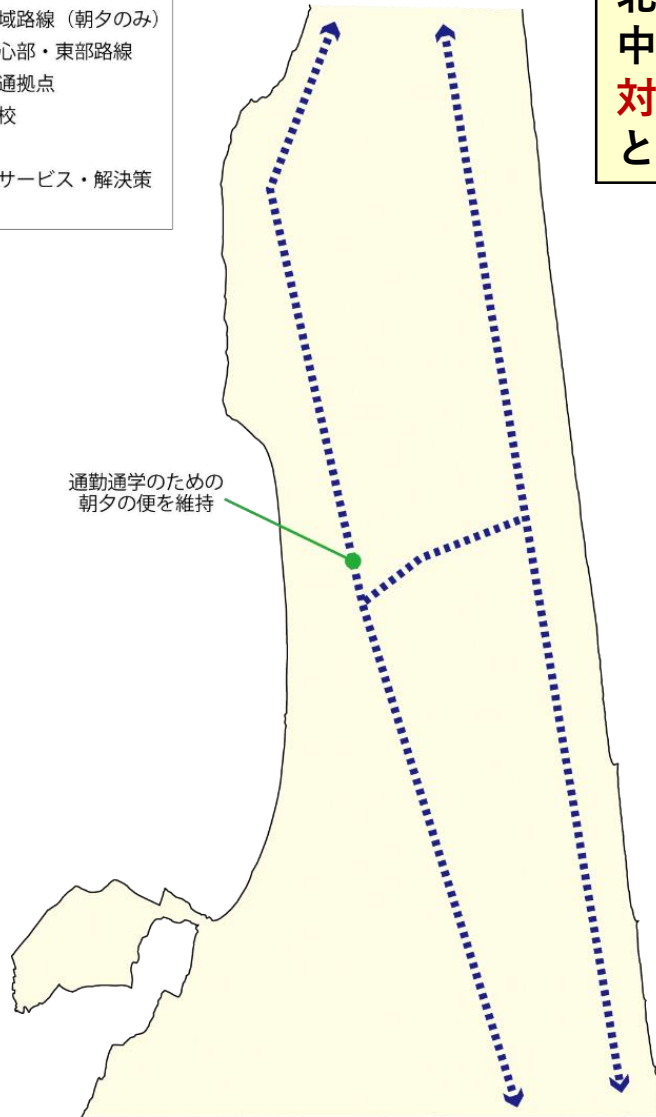
- ・実証運行により利用状況や抽出される課題により便数・ミーティングポイントの見直し、システム導入の必要性などを本格運行に向け検証。

再編に関する取組の方向性（おさらい）

- ←→ 広域路線
- ←→ 広域路線（朝夕のみ）
- ←→ 中心部・東部路線
- ⊙ 交通拠点
- ⊙ 高校
- 新サービス・解決策

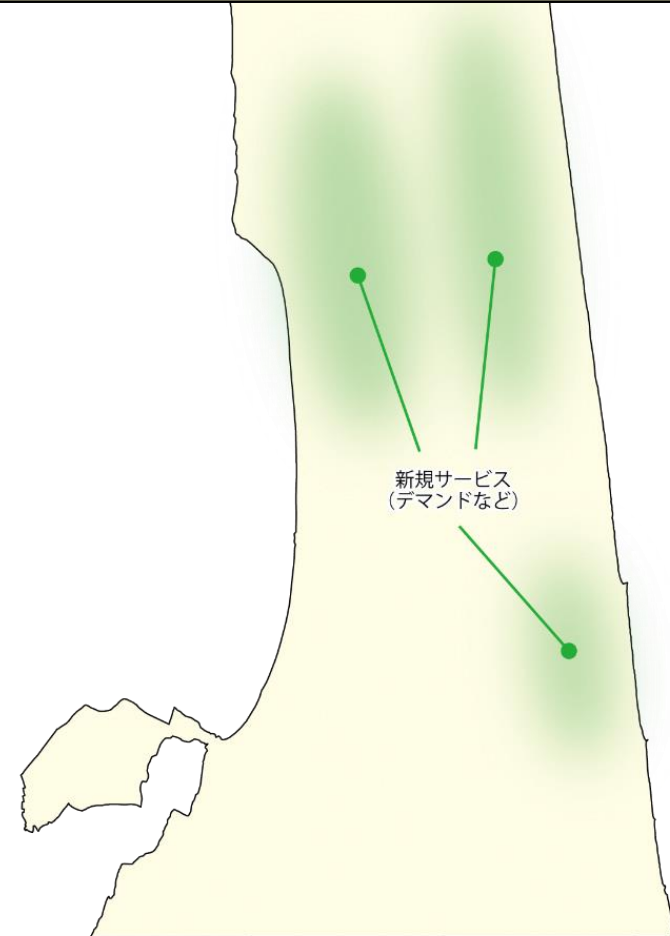


- ←→ 広域路線
- ←→ 広域路線（朝夕のみ）
- ←→ 中心部・東部路線
- ⊗ 交通拠点
- ⊗ 高校
- 新サービス・解決策



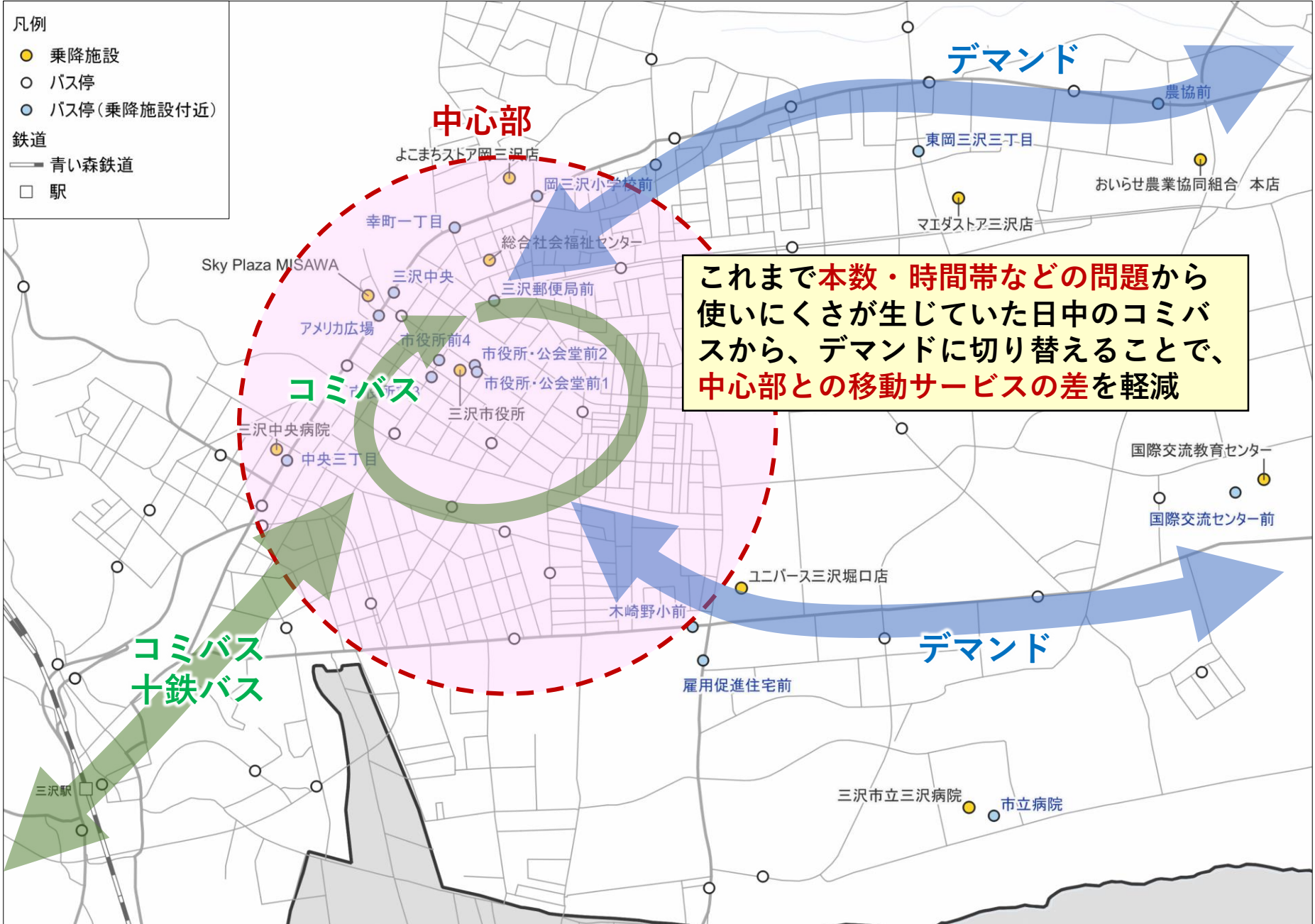
朝夕

北部の日中の運行を中心部の運行に置き換え、日中はタクシー事業者による**新たな移動サービス**で対応することは、前回の会議時点で各交通事業者と合意済み



日中

運行の考え方イメージ図（おさらい）



デマンド交通実証運行に向けタクシー事業者に意向調査実施（6月）

■仕様書2案（①予約＋運行業務、②運行業務）を共有し、意向を確認した。

- ・過半数以上が運行業務に併せ予約受付の対応が可能との回答があった。
- ・過半数以上のタクシー事業者から乗合による北部・東部住民を自宅からの輸送は厳しいという意見。（特に冬期間の北部だが、普段のタクシー業務でも場所によっては出てきてもらっている。）など

取組の方向性

■前提

- ・デマンド交通実証運行の導入は、可能な範囲で市内タクシー事業者を想定している。
- ・そのような中、平日の9：00～15：30の対応が可能など条件を抽出しており、市内の実情に併せて設定していくものとしている。⇒ 安定的に公共交通サービスが供給できる体制を確保したい。
- ・そのため、担い手となるタクシー事業者の意向を確認しながら、仕組みについて調整していきたい。

■タクシー事業者と個別ヒアリングを行い運行方式について協議。

- ・特に北部・東部住民を自宅からの輸送は厳しいという意見について、運行方式の調整を要する。

案1

北部・東部地域の自宅から、

ミーティングポイント（商業施設・病院・公共施設）までの移動

案2

北部・東部地域のミーティングポイント（集会所又はごみ集積場など）から、

ミーティングポイント（商業施設・病院・公共施設）までの移動

市内タクシー事業者対象ヒアリング（7月）

■ヒアリング実施

- ・デマンド交通について検討が可能であると意向を示した市内タクシー事業者（6社）にヒアリングを実施した。（令和5年7月）

■ヒアリング結果（過半数以上の回答）

- ①デマンド交通実証運行は、可能な範囲で市内タクシー事業者を想定、対応可否。
⇒**対応（検討）が可能。**
- ②ドアツードア（自宅輸送）による運行は難しい。
⇒市内（特に北部）は**降雪量が多く、自宅までの輸送が困難**である。
- ③北部・東部地区のミーティングポイントによる対応は可能か。
⇒**ミーティングポイントによる対応が可能。**
- ④予約受付の可否。（現時点ではシステムの導入は想定していない。）
⇒自社による**電話受付・オペレーションの対応が可能。**
- ⑤土曜日対応の可否。
⇒平日に加え、**土曜日も対応が可能。**（ただし、祝日は除く）
- ⑥運行時刻の変更可否（変更前9：00～15：30⇒変更後8：30～17：00）
⇒**要請があれば対応可能。**

主な意見

高齢者の移動



- 毎日移動するわけではないが、定期的に買物や通院、役場での手続きなど、外出する必要がある
- 実際、バスを利用している人は少なく、自家用車かタクシーを利用している
- 使えない理由は『バス停が遠い』や『運行時間が合わない』『運賃が高い』こと
- 家族による送迎は負担を感じている
- 友人による助け合いは事故が心配

学生の移動



- 中心部の高校に通う生徒もいれば、六ヶ所村の高校に通っている生徒もいる
- 通学費や時間的な制限から保護者が直接送迎している実態がある
- バスを使う教育が必要

取組の方向性

必要なときだけ、移動時間に合わせた自宅や目的地から近い場所で利用できる、通常タクシーよりも比較的安価な移動サービスを検討

※移動販売など移動を伴わないサービスについては関係課と連携しながら別途検討

これまで通りの運行を維持しながら、より通学しやすい運行内容や支援サービスを検討



変更前 約6:00 ~ 9:00
変更後 約6:00 ~ 8:30



変更前 約9:00 ~ 15:30
変更後 約8:30 ~ 17:00



変更前 約15:30 ~ 18:00
変更後 約17:00 ~ 18:00

バス
(定時定路線)

新サービス

バス
(定時定路線)

デマンドの運行内容（案）

変更箇所赤字

P8

区分	内容	
内容	利用者から予約があったときのみ、 自宅周辺のミーティングポイントから目的地周辺のミーティングポイント までの運行を行うもの（施設間の移動は不可）	
主な運行目的	買物、通院、役場での手続き	
予約期限	午前便を利用する場合は前日の17時までに予約 午後便を利用する場合は当日の13時までに予約	
予約方法	電話のみ	
乗降場所	ミーティングポイント（指定の施設と自宅付近のゴミ集積所）	
利用対象	制限なし	
利用時の登録	必須ではない（登録すると利用が便利）	
運行日	月・火・水・木・金・ 土 （但し日曜と祝日は除く）	
時間帯	※次ページ参照	
運賃	北部	乗り合い「あり」の場合：500円（250円） 乗り合い「なし」の場合：1000円（500円）
	東部	乗り合い「あり」の場合：300円（150円） 乗り合い「なし」の場合：600円（300円）
支払い方法	現金ほか	
運行車両	一般的なタクシー車両（セダンタイプ）	

■特別運賃条件

- 小学生・障害者は（ ）内運賃
- 高校生はバス通学定期券の提示があれば（ ）内運賃
- 未就学児無料（要保護者同伴）

三沢市版乗合タクシーについて (運行時刻) **変更前**

	行き (北部・東部 → 市街地)			帰り (市街地 → 北部・東部)		
	発		着	発		着
1便	9:00~9:20	→	9:30~9:45			
2便	10:00~10:20	→	10:30~10:45			
3便				10:30~10:45	→	10:55~11:10
4便	12:00~12:20	→	12:30~12:45			
5便				12:30~12:45	→	12:55~13:10
6便	14:00~14:20	→	14:30~14:45			
7便				14:30~14:45	→	14:55~15:10

	行き (北部・東部 → 市街地)			帰り (市街地 → 北部・東部)		
	発		着	発		着
1便	8:30~9:00	→	9:10~9:40			
2便	9:20~10:00 ※1便目とは別車両を想定	→	10:10~10:40			
3便				10:10~10:50 ※利用が多いと想定されるため長めに設定	→	11:00~11:30
4便	12:30~13:00	→	13:10~13:40			
5便				13:10~13:40	→	13:50~14:20
6便	15:00~15:30	→	15:40~16:10			
7便				15:40~16:10	→	16:20~16:50

タクシー事業者とのヒアリングによって8時台・16時台の運行に支障がないことを把握したため抜本的に変更

三沢市版乗合タクシーについて (運行時刻) P11


 北部・東部
 発


 市街地


 北部・東部
 着

8～9時台

8:30～9:00 (発)

9:10～9:40 (着)

行き

9～11時台

9:20～10:00 (発)

10:10～10:40 (着)

10:10～10:50 (着)

11:00～11:30 (発)

行き

※1便目とは別車両

帰り

ドライバー昼休憩

12～14時台

12:30～13:00 (発)

13:10～13:40 (着)

13:50～14:20 (発)

行き

帰り

15～16時台

15:00～15:30 (発)

15:40～16:10 (着)

16:20～16:50 (発)

行き

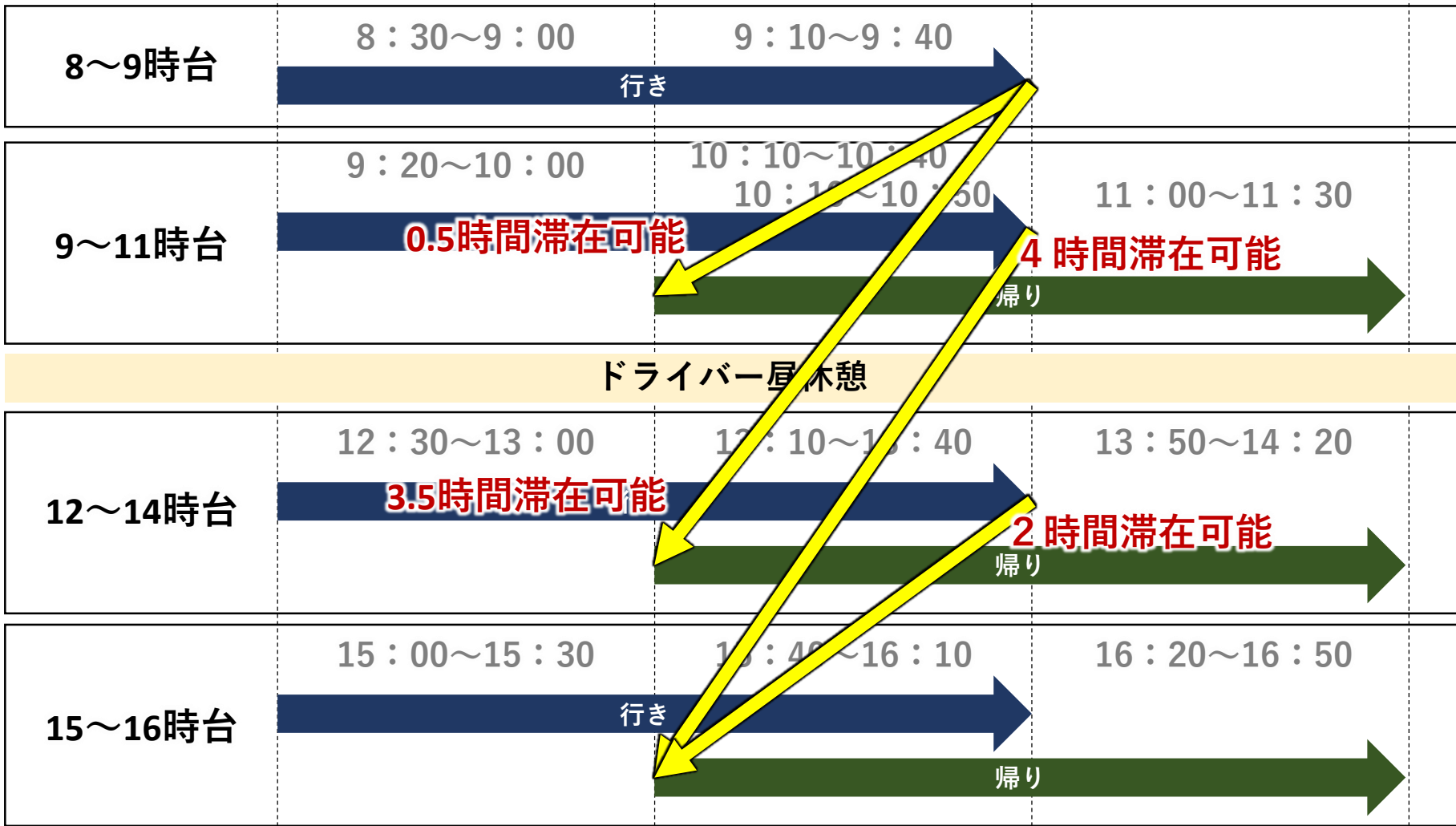
帰り

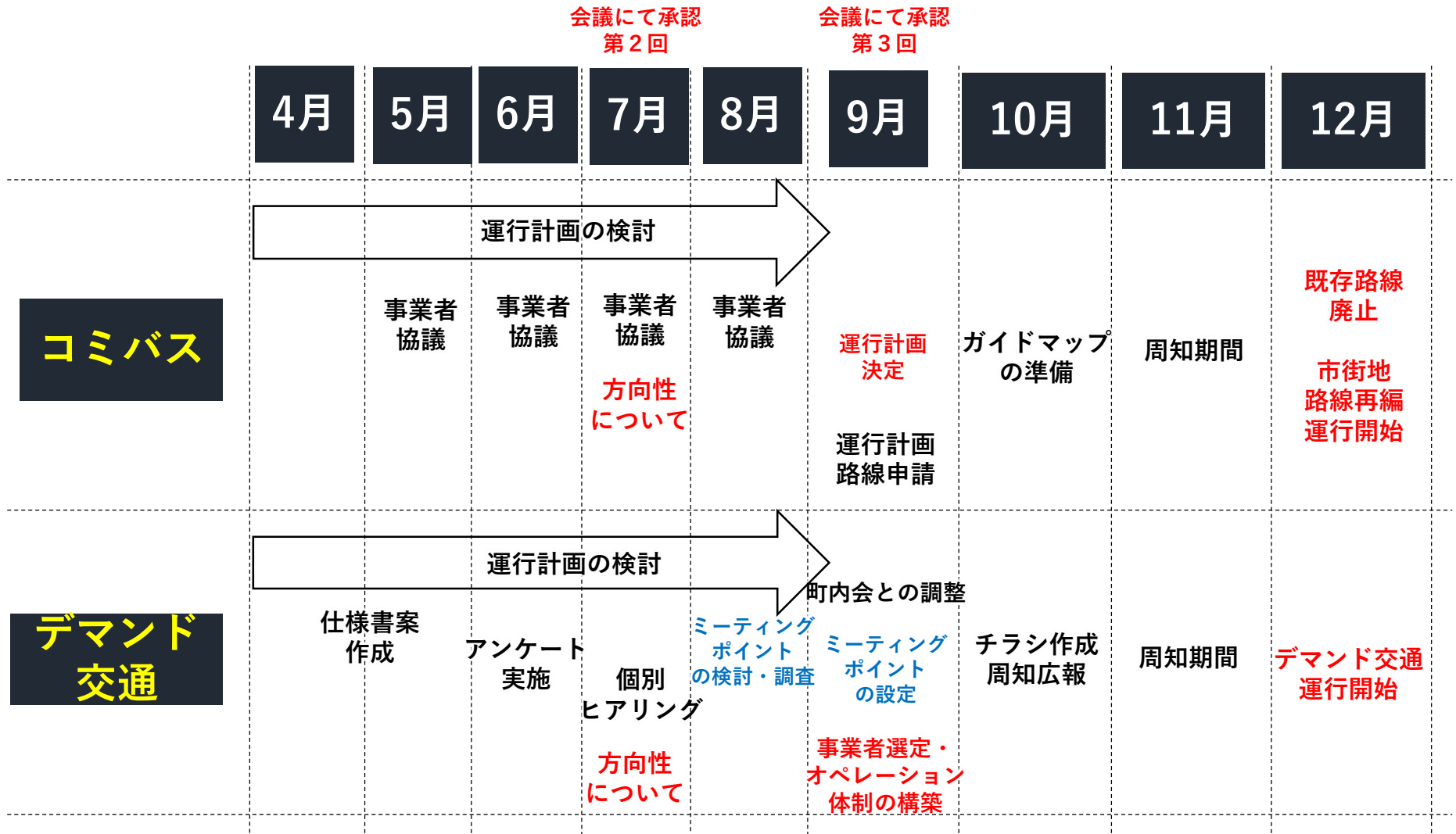
三沢市版乗合タクシーについて (運行時刻) P12


 北部・東部
 発


 市街地


 北部・東部
 着





※12月以降は効果検証に向けた検討